

答 申

1 審査会の結論

平成 23 年 3 月 24 日付で建築主〇〇〇〇（以下「差出人」という。）が武蔵野市長に差し出した「是正計画書」（以下「本件文書」という。）につき異議申立人が行った同年 4 月 28 日付開示請求に対して武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年 5 月 9 日付でした非開示決定（以下「本件決定」という。）は取り消し、差出人の印影および印鑑登録証明書を除く部分を開示すべきである。

2 異議申立ての経緯等

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 23 年 4 月 28 日、実施機関に対し本件文書の開示を請求したが、実施機関は、本件文書に記録されている情報が条例第 9 条第 6 号イの情報に当たるとして、本件決定をした。

実施機関は、本件文書を開示すると、本件文書に係る違反建築物（以下「本件違反建築物」という。）の違反状態を是正するための交渉の妨げとなり、また、差出人の地位を不当に害するおそれがあると主張している。

これに対して異議申立人は、本件違反建築物の存在により、悪臭、騒音、熱風、振動等の被害を受けており、また、本件違反建築物に引火性溶剤が貯蔵されていることによって生命、健康に対する被害が生ずるおそれもあるところから、本件文書の開示が是非必要である、と主張している。

3 審査会の判断

実施機関は、本件文書を開示すると是正交渉の妨げとなると主張するが、実施機関と差出人との間の交渉は、建築基準法上の規制権限が東京都から本市に移管された平成 10 年 4 月以来、すでに 14 年近くに及んでいながら、これといった打開策も見出されないままに推移してきたことが窺われる。また、本件違反建築物に関しては、移転先の適地が容易に見出し得ないこともあって、今後交渉が急速に進展する見込みも乏しい。そうだとすれば、本件文書を開示したからといって、是正交渉の妨げになるとは考え難い。

よって、本件文書に記録された情報は、条例第 9 条第 6 号イの情報に当たらないという

べきである。

実施機関は、本件文書を開示することによってその差出人の地位を不当に害するおそれがあるとも主張する。確かに、差出人が本件文書の開示を予想していたものとはいえないし、本件文書が開示されてその記載どおりの是正がなされなかった場合には、差出人が近隣住民から非難されるなどの影響を受ける可能性もある。その意味で、実施機関が、本件文書の開示によって差出人の地位が害されるかも知れないと懸念することにも一応の根拠がある。

しかしながら、本件違反建築物の存在は、地域住民を含む関係者には長年にわたって周知の事柄である上に、複数の新聞でも報道され、さらには、本件違反建築物に対する東京消防庁作成の消防法第 4 条に基づく本件違反建築物に係る立入検査結果通知書は開示されるなどしており、単に、違反建築の事実を認め、是正を約束するにすぎない本件文書が開示されたからといって、差出人において特段の不利益を被るものとも考えられない。

そのほか、本件文書に記録された情報が、条例第 9 条各号の非開示情報に当たると見受けられる事情もない。ただし、本件文書中の差出人の印影および印鑑登録証明書は、開示すべき理由がない（当審査会の平成 11 年 9 月 17 日武公審答申第 12 号および同年 6 月 11 日武公審答申第 8 号参照）。

以上の次第で、上記「審査会の結論」のとおり答申する。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 23 年 7 月 25 日	諮問
平成 23 年 8 月 10 日	実施機関より理由説明書收受
平成 23 年 8 月 17 日	第 1 回審議（第 11 期第 1 回審査会）
平成 23 年 8 月 31 日	異議申立人より意見書收受
平成 23 年 9 月 16 日	異議申立人より追加意見書收受 異議申立人より口頭意見陳述聴取 第 2 回審議（第 11 期第 2 回審査会） 実地調査実施
平成 23 年 10 月 25 日	第 3 回審議（第 12 期第 1 回審査会）
平成 23 年 12 月 1 日	第 4 回審議（第 12 期第 2 回審査会）
平成 24 年 1 月 18 日	第 5 回審議（第 12 期第 3 回審査会）